

原子炉安全専門審査会の審査委員の任命

令和 4 年 4 月 2 7 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、原子炉安全専門審査会の審査委員の任命の決定について付議するものである。また、原子力規制委員会委員長による原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の臨時委員及び専門委員の任命について報告するものである。

2. 審査委員の任命

原子炉安全専門審査会火山部会に属する審査委員 2 名の任期満了（令和 4 年 6 月 4 日）に伴う更新のため、原子力規制委員会設置法（平成 2 4 年法律第 4 7 号）第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、原子炉安全専門審査会の審査委員の任命について、別紙 1 のとおり決定いただきたい。

3. 臨時委員及び専門委員の任命

原子炉安全専門審査会令（平成 2 4 年政令第 2 3 1 号。以下「炉安審令」という。）第 2 条第 1 項及び核燃料安全専門審査会令（平成 2 4 年政令第 2 3 2 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、別紙 2 及び別紙 3 に掲げる者を別紙 5 の事項を調査審議する臨時委員に、炉安審令第 2 条第 2 項の規定に基づき、別紙 4 に掲げる者を別紙 5 の事項を調査する専門委員に任命することを、原子力規制委員会委員長が令和 4 年 4 月 2 2 日付けで決定したため、報告する。

原子炉安全専門審査会の審査委員の任命（案）

令和 4 年 4 月 2 7 日
原子力規制委員会

原子力規制委員会設置法（平成 2 4 年法律第 4 7 号）第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、以下の者を原子炉安全専門審査会の審査委員に任命する。

- おがわ やすお
小川 康雄 国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター
教授
同センター センター長

- みやまち ひろき
宮町 宏樹 国立大学法人鹿児島大学学術研究院理工学域理学系
教授

（敬称略、5 0 音順）

- 再任（現在の任期は令和 4 年 6 月 4 日まで。核燃料安全専門審査会
審査委員の任期は令和 4 年 1 2 月 1 3 日まで。）

発令日は令和 4 年 6 月 5 日とする予定。

原子炉安全専門審査会臨時委員任命予定者

- おおば つかさ
大場 司 国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科 教授
- おくの みつる
奥野 充 公立大学法人大阪公立大学大学院理学研究科 教授
- たかはし ひろあき
高橋 浩晃 国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山
研究観測センター 教授
- はせがわ たけし
長谷川 健 国立大学法人茨城大学大学院理工学研究科 准教授
- ばん まさお
伴 雅雄 国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当 教授
- みうら さとし
三浦 哲 国立大学法人東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火
予知研究観測センター 教授

(敬称略、50音順)

- 新任
- 再任（現在の任期は令和4年6月4日まで。核燃料安全専門審査会臨時委員
の任期は令和4年12月13日まで。）

発令日は令和4年6月5日とする予定で、任期は2年とする。

核燃料安全専門審査会臨時委員任命予定者

- おおば つかさ
大場 司 国立大学法人秋田大学大学院国際資源学研究科 教授
 - はせがわ たけし
長谷川 健 国立大学法人茨城大学大学院理工学研究科 准教授
 - ばん まさお
伴 雅雄 国立大学法人山形大学学術研究院理学部主担当 教授
 - みうら さとし
三浦 哲 国立大学法人東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火
予知研究観測センター 教授
- (敬称略、50音順)
- 新任

発令日は令和4年6月5日とする予定で、任期は2年とする。

原子炉安全専門審査会専門委員任命予定者

- うえだ ひでき
上田 英樹 国立研究開発法人防災科学技術研究所 主任研究員
同研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管
理室 室長

- たなか あきこ
田中 明子 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合セン
ター活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ
研究グループ長

(敬称略、50音順)

- 再任 (現在の任期は令和4年6月4日まで。核燃料安全専門審査会専門委員
の任期は令和4年12月13日まで。)

発令日は令和4年6月5日とする予定で、任期は2年とする。

調査審議させる特別の事項又は調査させる専門の事項

1. 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
2. 発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。
3. 核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。

備考 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の臨時委員に調査審議させる特別の事項並びに原子炉安全専門審査会の専門委員に調査させる専門の事項は以下のとおり。

- ・原子炉安全専門審査会の臨時委員 1、2
- ・核燃料安全専門審査会の臨時委員 1、3
- ・原子炉安全専門審査会の専門委員 1、2

審査委員の略歴

○原子炉安全専門審査会審査委員

氏名 (年齢)	専門分野	主な職歴
おがわ やすお 小川 康雄 (64)	地球物理学	通商産業省工業技術院地質調査所（現：産業技術総合研究所） 主任研究官 カナダ国地質調査所 客員研究員 東京工業大学理学院火山流体研究センター センター長 教授 草津白根山防災協議会 専門委員 東京大学地震研究所 地震・火山噴火予知研究協議会 委員 火山噴火予知連絡会 草津白根山部会 委員
みやまち ひろき 宮町 宏樹 (64)	地震学 火山物理学	北海道大学理学部 助手 鹿児島大学理学部 助教授 鹿児島大学理学部 教授 鹿児島大学理学部附属南西島弧地震火山観測所 所長 鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 教授 鹿児島県原子力安全・避難計画等防災専門委員会 座長

(敬称略、50音順、令和4年4月27日時点)

臨時委員及び専門委員の略歴

○原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会臨時委員

氏名 (年齢)	専門分野	主な職歴
おおば つかさ 大場 司 (56)	火山地質学 岩石学	東北大学大学院理学研究科地学専攻 助教 秋田大学大学院工学資源学研究科 准教授 秋田大学大学院国際資源学研究科 教授 十和田火山防災協議会専門家委員 秋田駒ヶ岳・秋田焼山火山防災協議会専門家委員 八甲田山火山防災協議会専門家委員
はせがわ たけし 長谷川 健 (45)	火山地質学 岩石学 古地磁気学	茨城大学理学部 助教 茨城大学大学院理工学研究科 准教授 産業技術総合研究所 客員研究員 日本火山学会 他学会関連担当委員 日本地質学会 火山部会幹事
ばん まさお 伴 雅雄 (59)	火山地質学 岩石学	山形大学理学部 講師 山形大学理学部 助教授 山形大学学術研究院理学部主担当 教授 蔵王山火山防災協議会委員 鳥海山火山防災協議会委員
みうら さとし 三浦 哲 (63)	測地学	東北大学理学部附属地震予知観測センター 助手 東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター 准教授 東北大学大学院理学研究科附属地震・噴火予知研究観測センター 教授 十和田火山防災協議会委員 八甲田山火山防災協議会委員 秋田駒ヶ岳・秋田焼山火山防災協議会委員 内閣府火山防災対策会議委員

(敬称略、50音順、令和4年4月27日時点)

○原子炉安全専門審査会臨時委員

氏名 (年齢)	専門分野	主な職歴
<p>おくの みつる 奥野 充 (56)</p>	<p>火山地質学</p>	<p>福岡大学理学部 助手 福岡大学理学部 講師 福岡大学理学部 助教授・准教授 福岡大学産学官連携研究機関 国際火山噴火史情報研究所 所長 福岡大学理学部地球圏科学科 教授 大阪公立大学大学院理学研究科 教授</p>
<p>たかはし ひろあき 高橋 浩晃 (51)</p>	<p>地球物理学</p>	<p>ハワイ大学地球物理惑星学研究所 客員研究員 北海道大学大学院理学研究科附属地震火山研究観測センター 助手・助教 北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター 准教授 東京大学地震研究所 客員准教授 北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター センター長 教授 地震調査研究推進本部政策委員会調査観測計画部会委員 地震予知連絡会 委員</p>

(敬称略、50音順、令和4年4月27日時点)

○原子炉安全専門審査会専門委員

氏名 (年齢)	専門分野	主な職歴
<p>う え だ ひ で き 上 田 英 樹 (47)</p>	<p>地球物理学 火山物理学</p>	<p>防災科学技術研究所 特別研究員 防災科学技術研究所 任期付研究員 防災科学技術研究所 主任研究員 防災科学技術研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管理室 室長 内閣府火山防災に係る技術動向検討グループ 委員 火山噴火予知連絡会 委員</p>
<p>た な か あ き こ 田 中 明 子 (58)</p>	<p>地球物理学</p>	<p>通商産業省工業技術院地質調査所（現：産業技術総合研究所）地殻物理部 研究官 通商産業省工業技術院地質調査所地殻物理部 主任研究官 産業技術総合研究所地球科学情報研究部門 主任研究員 産業技術総合研究所企画本部 企画主幹 産業技術総合研究所地質調査情報センター地質・衛星情報サービス室 室長 産業技術総合研究所地質調査情報センター活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ 研究グループ長 東京大学地震研究所地震・火山噴火予知研究協議会 委員</p>

(敬称略、50音順、令和4年4月27日時点)

原規規発第 2006151 号
令和 2 年 6 月 1 5 日

原子炉安全専門審査会会長 殿

原子力規制委員会

原子炉安全専門審査会への指示について（通知）

原子力規制委員会設置法（平成 2 4 年法律第 4 7 号）第 1 4 条の規定に基づく指示について、下記のとおり通知します。

記

- 1 . 国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
- 2 . 令和 2 (2020) 年 1 月に実施された I R R S (I A E A の総合規制評価サービス) のフォローアップミッションの結論 (輸送に係る結論を含む) を受けた、原子力規制委員会の対応状況について評価や助言を行うこと。
- 3 . 令和 2 (2020) 年 4 月に施行された新たな原子力規制検査制度に係る規制機関及び事業者における実施状況について調査審議を行い、助言を行うこと。
- 4 . 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 9 の規定に基づく発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について事業者から聴取し、その活用方法に関し、助言を行うこと。

5 . 発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価
について調査審議を行い、助言を行うこと。

原規規発第 2010156 号
令和 2 年 1 0 月 1 5 日

原子炉安全専門審査会会長 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

原子炉安全専門審査会への指示について (通知)

原子力規制委員会設置法 (平成 2 4 年法律第 4 7 号) 第 1 4 条の規定に基づく指示について、下記のとおり通知します。

記

- 1 . 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。
- 2 . 火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

関係法令

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（抜粋）

（審議会等）

第十三条 原子力規制委員会に、次の審議会等を置く。

原子炉安全専門審査会

核燃料安全専門審査会

- 2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより原子力規制委員会に置かれる審議会等は、放射線審議会とする。

（原子炉安全専門審査会）

第十四条 原子炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十五条 原子炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。

- 2 審査委員は、学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。
3 審査委員は、非常勤とする。
4 審査委員の任期は、二年とする。
5 審査委員は、再任されることができる。

第十六条 原子炉安全専門審査会に、会長一人を置き、審査委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する審査委員がその職務を代理する。

第十七条 前三条に定めるもののほか、原子炉安全専門審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（核燃料安全専門審査会）

第十八条 核燃料安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十九条 核燃料安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。

- 2 第十五条第二項から第五項まで、第十六条及び第十七条の規定は、核燃料安全専門審査会について準用する。

○原子炉安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十一号）

（組織）

- 第一条 原子力規制委員会設置法第十五条第一項の政令で定める員数は、三十人とする。
- 2 原子炉安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

- 第二条 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

- 第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

- 第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

- 第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

- 第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

- 第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

（審査会の運営）

- 第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

○核燃料安全専門審査会令（平成二十四年政令第二百三十二号）

（組織）

- 第一条 原子力規制委員会設置法第十九条第一項の政令で定める員数は、二十人とする。
- 2 核燃料安全専門審査会（以下「審査会」という。）に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
 - 3 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

- 第二条 臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。

（臨時委員等の任期等）

- 第三条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 2 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
 - 3 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

- 第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき審査委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する審査委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する審査委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

- 第五条 審査会は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審査会の議事は、審査委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

- 第六条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

- 第七条 審査会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

（審査会の運営）

- 第八条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

制定 平成26年2月5日 原規技発第1402051号 原子力規制委員会決定
改定 平成26年4月16日 原規規発第14041613号 原子力規制委員会決定
改正 平成29年11月22日 原規規発第1711224号 原子力規制委員会決定
改正 令和元年6月20日 原規規発第1906201号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件を次のように定める。

平成26年2月5日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、原子炉又は核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議することを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その審査委員、臨時委員及び専門委員（以下「審査委員等」という。）の任命に当たっての要件等を定める。

2. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の要件

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認め、又は臨時委員及び専門委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、この場合については、その事由を公表する。

- ① 原子力事業者（原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）をいう。以下同じ。）の役員又は従業者である者
- ② 原子力事業者の子会社の役員又は従業者である者

- ③ 原子力事業者の団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）の役員又は従業者である者
- ④ 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工業株式会社をいう。）の役員又は従業者である者
- ⑤ 任命前の3年間（3. の自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいう。以下同じ。）に、①から④までのいずれかであった者（非常勤かつ無報酬であった者を除く。）

3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等として任命するときは、当該候補者に別添1に従い、2. の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。当該任命された者が次年度以降も引き続き在任するときも、同様とする。

- ① 任命前の3年間において、同一の原子力事業者等（2. ①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいう。以下同じ。）から1年度あたり50万円以上の報酬等を受領している場合は、その旨及びその支払者
- ② 任命前の3年間において、個人の研究又は所属する研究室等に対し、原子力事業者等から寄附等を受けている場合は、その旨並びにその提供者及び金額

附 則

この規程は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月22日から施行する。この規程による改正後の「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」は、施行日後に行う審査委員等の任命及びこれに係る自己申告から適用し、また、この改正の施行の際現に任命されている審査委員等に係る自己申告については、平成30年度分から適用する。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の
審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日： 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏 名)

「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

<欠格要件について>

- 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①から⑤までのいずれにも該当しません。

<報酬等の受領の有無等について>

- (A) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①及び②のいずれにも該当しません。
- (B) 「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の3. ①又は②のいずれかに該当します。

(備考)

- 1 上記の該当する□にチェックしてください。
- 2 (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。
- 3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式1を記入の上、提出してください。
- 4 任命後、自己申告書及び様式1に記載された情報(3により追加提出されたものを含む)は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。
- 5 なお、自己申告書及び様式1については、年度ごとに提出をお願いします。
- 6 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください(署名・押印は必要ありません。)

申告日： 年 月 日

原子力事業者等からの報酬等に関する申告

① 任命前の3年間※1における同一の原子力事業者等※2からの1年度あたり50万円以上の報酬等※3の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度

※1：「任命前の3年間」とは、自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいいます。

※2：「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2. ①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいいます。

※3：「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人が受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

②-1 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附※4の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度			

②-2 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究※6の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 共同研究			

※4：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。

※5：「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告して下さい。その場合は、当該理由を公表します。

※6：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含まれます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)

原子炉安全専門審査会名簿（令和4年4月1日現在）

審査委員

	うちやま 内山	まゆき 眞幸	東京慈恵会医科大学放射線医学講座 教授
	おおいがわ 大井川	ひろゆき 宏之	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事 原子力科学研究部門長 兼 安全研究・防災支援部門長
	おがわ 小川	やすお 康雄	国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター 教授 同センター センター長
	かつた 勝田	ただひろ 忠広	明治大学法学部 専任教授
	かんだ 神田	れいこ 玲子	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門放射線医学研究所 副所長
	こすが 小菅	あつこ 厚子	公立大学法人大阪公立大学大学院理学系研究科 准教授
◎	せきむら 関村	なおと 直人	国立大学法人東京大学 副学長 大学院工学系研究科原子力国際専攻 教授
	たかだ 高田	つよし 毅士	国立大学法人東京大学 名誉教授 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長
	たかはし 高橋	まこと 信	国立大学法人東北大学大学院工学研究科 技術社会システム専攻 教授
	ながい 永井	やすよし 康介	国立大学法人東北大学金属材料研究所 教授 附属量子エネルギー材料科学国際研究センター センター長
	なかがわ 中川	としこ 聡子	東京都市大学 名誉教授
○	なかじま 中島	けん 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授
	ひさだ 久田	よしあき 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
	ほうはら 芳原	しんや 新也	学校法人近畿大学原子力研究所 准教授

まつお 松尾	あきこ 亜紀子	慶應義塾大学工学部 教授
まるやま 丸山	ゆう 結	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門安全研究センター 副センター長
みやけ 三宅	ひろえ 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所 准教授
みやまち 宮町	ひろき 宏樹	国立大学法人鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 教授
むた 牟田	ひとし 仁	東京都市大学大学院総合理工学研究科 准教授
むらまつ 村松	けん 健	元 東京都市大学工学部 客員教授
やまおか 山岡	こうしゆん 耕 春	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院環境学研究科 教授
よしだ 吉田	ひろこ 浩子	国立大学法人東北大学サイクロトロン・ラジオアイソトープセ ンター 研究教授
よしはし 吉橋	さちこ 幸子	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学核燃料管理施設 准教授
よねおか 米岡	ゆうこ 優子	前 公益財団法人日本適合性認定協会 専務理事・事務局長

合計 24 名（敬称略、50 音順）

◎：会長、○：会長代理

臨時委員

- | | | |
|------------|---------------|--------------------------------------|
| おくの
奥野 | みつる
充 | 公立大学法人大阪公立大学大学院理学研究科 教授 |
| たかはし
高橋 | ともゆき
智幸 | 学校法人関西大学 副学長
同学社会安全学部 教授 |
| たかはし
高橋 | ひろあき
浩晃 | 国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター 教授 |
| たにおか
谷岡 | ゆういちろう
勇市郎 | 国立大学法人北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター 教授 |
| とおだ
遠田 | しんじ
晋次 | 国立大学法人東北大学災害科学国際研究所 教授 |

合計 5 名（敬称略、50 音順）

専門委員

- | | | |
|-----------|-----------|--|
| あづま
吾妻 | たかし
崇 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門活断層評価研究グループ 主任研究員 |
| うえだ
上田 | ひでき
英樹 | 国立研究開発法人防災科学技術研究所 主任研究員
同研究所地震津波火山ネットワークセンター火山観測管理室
室長 |
| たなか
田中 | あきこ
明子 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合センター活断層・火山研究部門マグマ活動研究グループ
研究グループ長 |

合計 3 名（敬称略、50 音順）

核燃料安全専門審査会名簿（令和4年4月1日現在）

審査委員

うねさき 宇根崎	ひろのぶ 博信	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授
えのきだ 榎田	よういち 洋一	国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学大学院工学研究科 教授
おがわ 小川	やすお 康雄	国立大学法人東京工業大学理学院火山流体研究センター 教授 同センター センター長
かつた 勝田	ただひろ 忠広	明治大学法学部 専任教授
きりしま 桐島	あきら 陽	国立大学法人東北大学多元物質科学研究所 教授
くろさき 黒崎	けん 健	国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所 教授
こすが 小菅	あつこ 厚子	公立大学法人大阪公立大学大学院理学系研究科 准教授
すみ 角	みなこ 美奈子	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター放射線治療科 部長
○ たかぎ 高木	いくじ 郁二	国立大学法人京都大学大学院工学研究科 教授
たかだ 高田	つよし 毅士	国立大学法人東京大学 名誉教授 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 リスク情報活用推進室長
なかむら 中村	たけひこ 武彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究・防災支援部門 副部門長
ひさだ 久田	よしあき 嘉章	学校法人工学院大学建築学部まちづくり学科 教授
まつお 松尾	あきこ 亜紀子	慶應義塾大学理工学部 教授
みやけ 三宅	ひろえ 弘恵	国立大学法人東京大学地震研究所 准教授
みやまち 宮町	ひろき 宏樹	国立大学法人鹿児島大学学術研究院理工学域理学系 教授

